

議案第 11 号

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の一部改正について

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 23 年 7 月 28 日提出

伊賀市・名張市広域行政事務組合
管理者 内 保 博 仁

記

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の一部を改正する条例

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例（平成 18 年伊賀市・名張市広域行政事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡」を「共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 58 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第 2 項の規定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家畜が家畜伝染病予防法第 16 条第 1 項第 1 号の患畜若しくは同項第 2 号の疑似となったことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき、又は同法第 17 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。）。

第 35 条第 1 項中「農作物共済の耕作」を「農作物の耕作」に改め、同条第 4

項第1号中「すべて」を「全て」に改める。

第52条第1項第1号中「(昭和26年法律第166号)」を削る。

第67条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第68条中「とさつ」を「と殺」に改める。

第70条第3項中「第60条第5項」を「第60条第3項」に改める。

第102条第1号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年法律第16号)の施行の日(平成23年7月1日。以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の一部改正理由書

家畜伝染病予防法及び農業災害補償法の改正に伴い、家畜共済金の支払の対象となる共済事故から家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付される原因となる死亡となった場合は除外することが規定されたため。また、共済事故における廃用の範囲が家畜伝染病予防法に基づく手当金等の交付される可能性が生じた家畜については、廃用の範囲から除外することが規定されたため。